

労災保険の保険料率、建設業の労務費率の改定について

今年も雇用保険料率の変更はありません。労災保険料率が改定されます。引上げは3業種のみで、多くは据え置きもしくは引下げられます。また建設業の労務費率も一部で引き下げられます。詳しくは左の表をご覧ください。

保険料率が引き下げられる業種（抜粋）

業種	改定料率	現行料率
鉄道又は軌道新設事業	9	9.5
建築事業	9.5	11
既設建築物設備工事業	12	15
その他の建設事業	15	17
機械器具製造業	5	5.5
電気機械器具製造業	2.5	3
交通運輸事業	4	4.5
倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3.5

建設業の労務費率（引下げは赤字）

労務費率	改定後	現行	
水力発電施設、 ずい道等新設事業	19%	19%	
道路新設事業	19%	20%	
舗装工事業	17%	18%	
鉄道又は軌道新設事業	24%	25%	
建築事業	23%	23%	
既設建築物設備工事業	23%	23%	
機械装置の組立て 又は据付けの事業	組立て又は 取付け	38%	40%
	その他 のもの	21%	22%
その他の建設事業	24%	24%	

労災保険料の計算方法

労災保険料の計算は、従業員100人の賃金総額に料率の100分の1を乗じて計算します。建設業の賃金総額は元請工事金額に労務費率をかけた金額とされています。例えば小売業で10万円の給与を支払った場合は10万円×3（料率）÷10000＝300円です。建設業で100万円の内装工事を元請で受注した場合、既設建築物設備工事業の労務費率と料率が適用されて100万円×23%（労務費率）×12（料率）÷10000＝2760円となります。雇用保険料は建設業もそれ以外の業種でも賃金総額に保険料率をかけて別途計算します。

消費税増税反対宣伝

3月31日昼1時より片山ポケットパークで消費税増税の反対の署名を求める運動を行いました。中央の村上さんも参加し、5名で交差点を渡る方へビラと署名をお願いしました。村上さんは「消費税が上がるのは仕方がない」と話す女性に「あきらめてはいけません。反対し続けることが大事」とねばり強く説得されました。



安倍9条改憲NO！3000万人署名

同日3時よりさんくす広場にて3000万人署名アクションが行われました。吹田、摂津で「憲法9条改憲反対」署名を集めている団体が一同に集まったので集会です。スピーチは共産党、緑の党、新社会党、自由党からと集団申告3・13集会で講演していただいたジャーナリストの西谷さん、ママの会と多くの方々の発言がありました。

西谷さんから「南スーダンでは自衛隊に「駆けつけ警護」の実施をしたが、戦闘を武力衝突と言い換え駐留をつづけさせた。死傷者こそなかったが、帰国後隊員2名が自殺していること」等自衛隊が戦争に直面していたことを話されました。またママの会からは子供に戦争の悲惨さを教えることの大切さもさることながら、「嘘をつくな」とわが子に言い聞かせるのに、最近の安倍政権での様々な疑惑の対応には「嘘」が多すぎると話されました。

それぞれの政党からは憲法9条改正を狙う安倍政権に対する評価の発言は報道では伝えられない語られないことや、共産党の辰巳議員からは佐川さんの証人喚問等、直近の国会の動きを語られました。その後3か所に分かれて活動を行いました。民商は地域の「9条の会」の皆さんと一緒に16名で旭町交差点を行き交わす方にビラ配り、署名の訴えを行いました。大人数の活動はアピールもよくできました。



会費集金は会員の心をあつめる活動です 毎月10日までには集めましょう
商工新聞は経営のヒント・気づきの知恵がいっぱい 毎週必ず届けましょう